

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 13 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

小学校の単独調理校における学校の給食に関する業務に従事する職員の職を廃止するため。

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分		正規の勤務時間	休憩時間	週休日	区分		正規の勤務時間	休憩時間	週休日
条例第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用を受ける職員	通常の勤務をする職員	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	日曜日及び土曜日（条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあって	条例第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用を受ける職員	通常の勤務をする職員	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	日曜日及び土曜日（条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあって

				は、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
上記に規定する職員と同じ勤務時間の職員で休憩時間を別の時間に取得する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、所属長が定めた時間	日曜日及び土曜日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)	
学校の用務に従事する職員	午前8時15分から午後4時45分まで	午後零時15分から午後1時まで	日曜日及び土曜日（定年前再任用短	

				は、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
上記に規定する職員と同じ勤務時間の職員で休憩時間を別の時間に取得する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、所属長が定めた時間	日曜日及び土曜日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)	
学校の用務に従事する職員	午前8時15分から午後4時45分まで	午後零時15分から午後1時まで	日曜日及び土曜日（定年前再任用短	

				時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
学校の給食に関する業務に従事する職員で立川市学校給食施設設置条例(昭和43年立川市条例第30号)第2条に規定する立川市学校給食共同調	午前8時15分から午後5時まで	午後零時から午後1時まで	日曜日及び土曜日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)	

				時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
学校の給食に関する業務に従事する職員で立川市立学校設置条例別表に定める立川市立小学校に勤務する職員	午前8時15分から午後4時45分まで	1 学校で給食を行う日 午後零時45分から午後1時30分まで 2 その他の日 午後零時15分から午後1時まで	日曜日及び土曜日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)	

	理場に勤務する職員			
条例第3条第2項及び第4条第2項の規定の適用を受ける職員	立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第2条に規定する本館に勤務する職員	交代制 1 午前8時30分から午後5時15分まで 2 午前11時30分から午後8時15分まで	1時間とし、所属長が定めた時間	8週間を通じて16日とし、所属長が職員ごとに定める。（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、8日）
	立川市歴史民俗資料館条例（昭和60年立川市条例第30	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	日曜日並びに所属長が定めた4週間につき3の土曜日

	学校の給食に関する業務に従事する職員で立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）第2条に規定する立川市学校給食共同調理場に勤務する職員	午前8時15分から午後5時まで	午後零時から午後1時まで	日曜日及び土曜日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日）
条例第3条第2項及び第4条第2項の規定の適用を受	立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第2	交代制 1 午前8時30分から午後5時15分	1時間とし、所属長が定めた時間	8週間を通じて16日とし、所属長が職員ごとに定め

	号) 第 1 条に規定する立川市歴史民俗資料館に勤務する職員			及び月曜日から金曜日までの 1 日 (定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 4 日)
立川市地域学習館	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土曜日は、午前 8 時 30 分から午後 0 時 15 分まで	土曜日を除き、午後 0 時から午後 1 時まで	日曜日並びに所属長が定めた 4 週間につき 2 の土曜日及び月曜日から金曜日までの 1 日	

ける職員	条に規定する本館に勤務する職員	まで 2 午前 11 時 30 分から午後 8 時 15 分まで		る。(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、8 日)
	立川市歴史民俗資料館条例 (昭和 60 年立川市条例第 30 号) 第 1 条に規定する立川市歴史民俗資料館に勤務する職員	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	日曜日並びに所属長が定めた 4 週間につき 3 の土曜日及び月曜日から金曜日までの 1 日 (定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの

及び用務に従事する職員	分までの勤務と午前8時30分から午後零時30分までの勤務を交互に行う。		(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの4日)
教育委員会事務局教育部教育支援課に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	日曜日並びに所属長が定めた12週間につき8の土曜日及び月曜日から金曜日までの4日(定年前再任用短時間勤務職員にあ

			日に加えて、月曜日から金曜日までの4日)
立川市地域学習館条例(平成19年立川市条例第21号)第1条に規定する地域学習館の事務及び用務に従事する職員	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後零時15分までの勤務と午前8時30分から午後零時30分までの勤務を交互に行う。	土曜日を除き、午後零時から午後1時まで	日曜日並びに所属長が定めた4週間につき2の土曜日及び月曜日から金曜日までの1日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日まで

				っては、 これらの 日に加え て、月曜 日から金 曜日まで の12日)
--	--	--	--	-------------------------------------------------------

				の4日)
教育委員 会事務局 教育部教 育支援課 に勤務す る職員	午前8時 30分から 午後5時 15分まで	午後零時 から午後 1時まで		日曜日並 びに所属 長が定め た12週間 につき8 の土曜日 及び月曜 日から金 曜日まで の4日 (定年前 再任用短 時間勤務 職員にあ っては、 これらの 日に加え て、月曜 日から金 曜日まで の12日)

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。